

令和5年度第4回臨時理事会議事録

- 1 日時 令和5年10月5日（木）午後3時から午後4時まで
- 2 会場 調布市文化会館たづくり9階研修室
- 3 理事総数及び定足数 総数6名、定足数4名
- 4 出席理事者数 6名
（本人出席）理事長 荻本貞臣、副理事長 山口昌之、常務理事 宇津木光次郎
理事 原島秀一、大内輝雄、土方和巳
（監事出席）上原杉信
（議長）理事長 荻本貞臣

5 内容

（1）協議事項

- ア 財団基本計画の見直しの骨子について
- イ 調布市せんがわ劇場次期指定管理者選定について
- ウ 令和6年度事業計画案について
- エ 令和6年度収支予算案について
- オ 公益変更認定申請について

（2）報告事項

- ア 国際交流事業の事業継承に向けた取組について

（3）その他

6 議事の経過及びその結果

（1）定足数の確認

榊事務局長から、事務局に定足数を確認した。事務局から出席理事6名であり、理事会運営規則第10条に基づき、定足数である過半数の出席者があることから、本理事会は開催要件を満たしていることが報告された。続いて、配布資料の確認を行い、理事長が議長として開会を宣言した。

（2）協議

- ア 【協議事項】財団基本計画の見直しの骨子について

議長から、「報告事項アが関連することから、先に報告を受けたい」と提案があり、全会了承のもと、事務局から報告を行った。

(3) 報告

ア 【報告事項】国際交流事業の事業継承に向けた取組について

<説明>

大割企画課長

本年4月6日の臨時理事会において、調布市国際交流協会の体制見直しに伴い、財団が国際交流事業を継承する方向で検討、調整を進めていく旨が確認されました。それ以降、財団と国際交流協会の事務局は協議を重ねた現時点での状況を報告します。

1の事業の検討状況についての(1)国際交流事業について、現在、国際交流協会が実施している事業は全て財団が継承し、財団の独自事業(市の補助金を財源とした事業)として実施する予定です。令和6年度については、令和5年度と同等予算、同等事業を実施する予定です。

(2)財団既存事業について、調布よさこいや調布国際音楽祭などの既存事業において、地域の外国人が参加できる機会を積極的に設定し、また、一部の国際交流事業を財団事業と同時に開催するなど、有機的な連携を図ります。

(3)広報について、現在、国際交流協会が実施している広報については、当面の間、現状のまま継続します。会員向け広報について、財団既存事業の情報を提供することで、地域の外国人が文化芸術等の事業に参加しやすい環境づくりを進めます。

財団報「ばれっと」について、やさしい日本語を取り入れるなど、外国人向けのアクセシビリティを高めるとともに、国際交流事業に関する広報を充実させていきます。

2の会員制度について、事業の継続性を確保するため、従来と同様の会員制度を維持していきたいと考えます。

次に、組織体制についてです。

(1) 財団事務局に「(仮称)国際交流センター」を設置し、正規職員等を配置したいと考えています。同センター内に、国際交流事業の関係者で構成する国際交流推進会議を設置する予定です。

(2) 国際交流事業の関係者のうち、財団役員に1名選任したいと考えます。

<質疑等要旨>

山口副理事長

確認したいことが3点あります。

1点目、(2)の地域の外国人が参加できる機会を積極的に設定する。これは単に地域の外国人のみを対象にする事業と考えているのか、または地域の外国人が参加できるというのはあくまでも参加であって、参画までのことを想定しているのか。

2点目、会員制度について、従来の会員制度を維持するとありますが、従来の会員制度について、どのぐらいの理解度が進んでいるのか。このまま継続するのか、それとも将来的には会員制度を変更する可能性があるのか。

3点目、調布市の国際交流の中でも、外国人とはどのような方々のことを指して外国人と考えているのか。具体的には、留学生や居住者だけではなく、来訪者、または芸術文化関係の創作に関わる他市、ないしは他業種から働きに来ている方も含めてどのように考えているのか。

以上3点、確認します。

大割企画課長

外国人が参加できる機会なのか、あるいは参画までというお尋ねですが、初年度にあたる来年度については、会員向けに広報を積極的に展開するなどして、まず参加する機会を確保したいと考えています。各事業の状況にもよりますが、外国人が事業の中で実際に参画することを将来的には考えています。

2点目です。現在の会員制度の理解度が、100%分かっているかということ、自信がありませんが、現時点においては、有料の会員制度を当面の間、維持して、運用していく中で、幅広い方に参加していただくためにも、適切な会員制度のあり方を検討していきたいと考えています。

3点目について、幅広い外国人という意味で、日本語をあまり理解されない方を中心に、在住している方も、アーティストの方も、留学生を含めて幅広く外国人と理解しています。

山口副理事長

具体的に分かりました。特に会員制度については、運用の中でこれから方向性を探っていくということなので、ぜひしっかりした検証を踏まえて、新たな国際交流事業の発展に向けて良いシステムをつくってください。

ア 【協議事項】基本計画の見直しの骨子について

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

大割企画課長

財団の基本計画は、令和元年度から10年度の10年間を計画期間としており、今年度は前期の最終年度であるため、後期に向けて見直しの検討をしています。その見直しの骨子について説明します。

最初に用語の点について、これまで「芸術・文化」と表記してきましたが、平成30年の文化芸術基本法の改正以来、「文化芸術」の表記が広く使用されているため、「文化芸術」と表記を統一しました。

また、国の文化芸術推進基本計画では、文化芸術の多様な価値（本質的及び社会的・経済的価値）を推進していく旨がうたわれており、前期同様にこの方向性を再確認しました。

次に、前期では、財団のミッションを定めていましたが、これを財団の基本理念（基本的に内容は同じですが）と言い換えて整理し直しました。

続いて、前期では財団のミッションの下に位置づけるべき目標として、事業のゴールをそれぞれの施設ごとに設定していましたが、近年の全国の公立文化施設では、施設ごとにミッション・ビジョンを設定するのが一般化しているため、各施設のミッション・ビジョンの再定義を行いました。これら文化芸術の価値、基本理念、各施設のミッション・ビジョンのもと、事業運営、施設運営、組織運営が行われるのが基本計画の構成です。

計画見直しのポイントとして、①調布市との連携、②共生社会の充実、③3施設連携の推進を挙げています。その下に、先ほど説明した文化芸術の価値、基本理念、各施設のミッション・ビジョンと各事業の結びつきについて図式で示しています。

続いて、各事業の今後の方向性と具体的取組についてです。詳細については、現在検討・調整中で、次の理事会において具体的内容を説明する予定です。

イ 【協議事項】調布市せんがわ劇場次期指定管理者選定について

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

常廣芸術振興事業課副主幹

せんがわ劇場の管理運営は、平成20年度の開館以降、平成30年度までを調布市の直営、平成31年度から令和5年度までが第1期指定管理期間、そして令和6年度から令和10年度までの5年間で第2期となる予定です。調布市側では、これまでに指定管理者及び監理団体に関する検討会が実施され、せんがわ劇場の次期指定管理に関する施設管理運営についての協議があり、財団を引き続き指定管理者として指名する方向で準備が進められています。10月末には審査委員会が行われ、この指定管理者事業者計画を基にしたプレゼンテーションの機会が設定されております。

指定管理者事業計画の詳細については、別途、御一読いただければと思いますが、ここでは概要を説明します。

第1期である現在の指定管理期間は、直営期に策定されたせんがわ劇場運営プランを継承し、実施事業等の考え方に大きな変更を加えないことを基本としながらも、財団の専門性を活用した利用サービスの向上と魅力ある事業展開を図りました。

第2期の指定管理に向けて策定する本計画（案）では、せんがわ劇場を取り巻く環境として、国、東京都、調布市の法整備などによる動向の変化、調布市及び仙川のまちの地域特性を分析した上で、4つの計画策定ポイントを設定し、基本理念の見直しを図った上で、施設のミッション・ビジョンを改定していきます。

財団の基本理念と各施設のミッション・ビジョンは、先ほど企画課長から説明があったとおりです。

ミッションの1点目は、地域全体に向けた舞台芸術活動の展開。対するビジョンが、地域の中で息づく劇場です。これらは、新たな視点による公演事業の実施と、地域全体に舞台芸術を広めようとするものです。

2点目は、次世代を担う実演家の育成。ビジョンは、持続的に発展する劇場です。これらは舞台芸術活動者を育成する人材育成と、これに呼応する普及啓発事業の展開により、将来への持続性を意識したものです。

このせんがわ劇場のミッションとビジョンの実現に向け、目標と成果指標を設定した上で、指定管理期間の事業計画を策定します。

せんがわ劇場における事業については、計画書では劇場の現状と課題について詳細に記述しています。この概略は、現行の指定管理期間は直営時代に策定された運営プランを継承した事業展開を図っているため、その良いところは生かしつつ、この間、文化庁が所管となる国の動向などを見定め、改善すべき点は改善するという内容を記載しています。

例えば、公演事業の「親と子のクリスマスメルヘン」、人材育成事業の演劇コンクール、そして普及啓発事業のアウトリーチやワークショップといった各事業は、基本的には直営時から実施している事業を財団が継承し、財団ならではの専門性を加味した上で展開しました。

また、音楽事業での「せんがわピアノオーディション」や「サンデー・マティネ・コンサート」といった若手アーティストの育成と地域への音楽の普及においても、せんがわ劇場が設立した2008年、平成20年以降に定着して、地域住民の皆様からは親しまれる企画となりました。

なお、せんがわ劇場で行う事業は、事業運営費の内訳は、およそ3分の1が文化庁などからの助成金、3分の1がチケット料金などの事業収入です。残りの3分の1に当たる市拠出金、指定管理料については、今後も増額が難しいことが予想されますので、せんがわ劇場としては、引き続き文化庁の助成金を中心に獲得し、事業を行っていく予定です。

今後、文化庁が定義する地域の中核となる劇場としての運営母体である財団が、公演事業として市民に向けて質の高い文化芸術に触れる機会を提供しながら、次

世代の舞台芸術活動者を育成できる事業展開を図り、劇場までのアクセスの問題や、そもそも劇場に足を運んで文化芸術に触れようとする習慣のない若年層をはじめとする、市内に向けてのアウトリーチ的な活用等にも力を入れていく必要があります。

なお、公演事業に限らず、全ての事業類型に対しては、鑑賞サポートなどを実施して、障害者や外国人の参加、鑑賞の機会を確保するなど、多文化共生社会における劇場事業の在り方も意識した事業展開を図っていく必要があります。

次に、今後の方向性と具体的な取組において、要点のみ説明します。

まず、演劇事業における芸術監督公演の実施です。令和6年度からせんがわ劇場では、演劇界で高い実績があり、劇場運営においても広い視野と知見を有する芸術監督を招聘する予定です。過去にもせんがわ劇場では芸術監督を配置していた時期がありますが、今回の場合は、芸術監督と財団がそれぞれ芸術面、経営面で持つべき権限を有しながら、緊密に連携ができる体制とし、ミッション実現に向けた事業を展開していく予定です。

芸術監督による公演事業の実施のほか、人材育成事業の演劇コンクールや、普及啓発のアウトリーチ、ワークショップなどの事業の運営方針などにも芸術監督は専門的な助言をして、より劇場の特性を生かした事業を展開します。

もう1点、せんがわ劇場では、演劇コンクールの上位入賞団体から任意で、人材として登録されるDEL（デル）というシステムに大きな特徴があります。このシステムは、人材育成の枠組みとして、現在、文化庁や他団体からも注目されており、演劇の実演家がせんがわ劇場の育成プログラムでスキルを身につけながら、アウトリーチ事業をはじめとする劇場事業で活躍します。

アウトリーチ事業を手がける文化施設は、全国的に見ても決して多い数ではないと言われている中で、せんがわ劇場が積極的にこの分野に取り組むことができるDELのシステムは、今後さらに強化していきたいと考えています。

続いて、音楽事業についてです。せんがわ劇場の音楽事業は、これまでに培った知見を生かしながら、文化会館たづくり、グリーンホールを含めた3施設で連携し、一体的に推進していきます。

せんがわ劇場の音楽アドバイザーであった専門人材が、文化会館たづくり、グリーンホールの音楽事業にも幅広く参加し、事業相互の連携を図ります。また、

調布国際音楽祭での連携や普及啓発のコンサートなど3施設での実施、ターゲット層を明確にした有料コンサートの実施など、改めて顧客の掘り起こしを行います。

このほか、演劇事業と同時に、地域全体を劇場のステージと捉え、市内の学校等に向けた音楽アウトリーチ事業を行います。

最後に、地域連携の取組についてです。具体的には、夏に行われる「おらほせんがわ夏まつり」開催時に合わせ、劇場で普及啓発事業を実施したり、桐朋学園、白百合女子大学との連携による公演やワークショップを開催していきます。

従来、地域連携のために何か事業を行うという考え方でしたが、せんがわ劇場のミッションに基づき、地域において文化芸術の普及啓発を行う取組を地域と連携して行うという考えのもとで実施していきます。

<質疑等要旨>

原島理事

私は仙川の近くに住んでいます。せんがわ劇場もよく前を通ったりして、すてきなところで本当に良いまちです。

仙川は、調布市内でも学校が比較的たくさんありますし、すてきな商店街も昔からあって、地主の人もちづくりに比較的協力的な方々がいるので、外からたくさんの人たちが仙川に来ます。

その中で、せんがわ劇場を私たち法人が指定管理することで、仙川のまちとか調布のまちにどんな良い影響を与えていますか。私たちが続けることで、どんな良い影響があると思いますか。

常廣芸術振興事業課副主幹

財団が指定管理者となり、調布市の直営期に策定された運営プランを継承するという説明をしましたが、その中にまちに親しまれる劇場づくりという考え方のもとに劇場が運営されていました。

質の高い文化芸術をよりたくさんの人に見てもらう、仙川の地域に多くいると言われるファミリー層、子育て層にも文化芸術に親しんでもらうことをより明確に示していくにあたり、劇場のミッションとビジョンを掲げた上で事業ができていることが大きいと考えています。

せんがわ劇場には、財団の職員のほかにも監修、ディレクターチームなど演劇の専門家が日々出入りをして、財団と一緒に連携して事業を行っていますが、そのメンバーに話を聞いても、財団が指定管理者となった以降、自分たちがどういう方向で市に貢献していくのかということがより明確になったという評価を良くいただいています。

この5年間で培ってきた、国の方針や市の方針に従って、財団が法人としての確に運営していくということを、次の令和6年から10年の第2期の指定管理期間でも引き継いできたいと考えています。そうすることで、地域の皆さんにも、せんがわ劇場の特徴をより知ってもらうことができるのではないかと考えています。

山口副理事長

確認です。文化庁から頂いている助成金が劇場の事業運営の予算のかなりの割合を占めているということですが、予算には制約が必ずつきます。せんがわ劇場の独自性と文化庁からの予算の兼ね合いで、運営方法に苦労されていると思うので、その辺はしっかりやってくれていると思いますが、感想を聞きたいというのがまず1点。

2点目に、連携先が様々にあります。今回からの指定管理の場合は、主体者が財団と連携先と両方いることが多くなるイメージを私は持っていますが、それで間違いないのか。例えば、一方が主体者で、もう一方が主体者のサポートをやる側ではなくて、主体者が2つ、ないしは3つの可能性もあると思いますが、その辺りはどのようにイメージしているのか。

全体的に言うと、非常によく練られた事業計画なので、本当にこれができたらかなり良いのではないかと思います。

常廣芸術振興事業課副主幹

まず、1つ目の感想については、せんがわ劇場の場合は、指定管理料が3分の1で、それ以外は自分たちの努力で取ってこなくてはいけないという事実が非常に厳しくもあり、やりがいのあるところだと思います。そのところは劇場にいる職員一同が必死になってやっていることを、実感として強く感じています。

国から頂く助成金は、毎年劇場の方向性、ミッションが何なのかを明確にすることと、それぞれミッション・ビジョンにひもづいた事業を要望書に記述し、申請を行います。それも目標、指標、その成果まで全て問われる形で申請します。その年

度に獲得した助成金は、以降例えば5年など、複数年で確約が取れるものではなく、毎年審査されます。ちょうどその申請が10月から11月にかけての時期となり、まさに始まろうとしているところです。その緊張感は大きなもので、助成金が獲得できなければ事業ができないということになるので、責任を感じながら取り組んでいます。

また、職員もそうですし、劇場監修、ディレクターチームの三者がそれぞれの得意分野を生かし、綿密にミーティングも重ねながら、良いチームで事業ができているというのが私の感じるところです。

また、様々な主体との連携について、せんがわ劇場では、商店会との連携、地域の住民と連携が直営の時代には非常に色濃く行われてきました。ただ、今のところはコロナなどもあって、地域の力が少し落ちているという感触はありますし、また、私たちも指定管理に切り替わったばかりで、今までの直営と同じような形での連携がなかなか難しいということを正直な感想として持っていますし、次期の指定管理の選定のときにも、その辺りの変化については話題になると思います。

一方で、学校に関して、桐朋学園大学とか白百合女子大学に関しては、アウトリーチ事業ということで関わり、例えば白百合女子大学には、DELのメンバーが親子向けの演劇ワークショップなどを行っています。学校としては、それを研究や授業の一環で開催しており、准教授がその内容をもとに論文を書いたり、劇場の館長や、ディレクターチームの1人が、実際に子ども学会に登壇するなど、対等な連携ができています。

ただ一方で、私たちは指定管理者であり、劇場の経営者ですので、経営的な視点から線を引かなくてはいけないところは、意識しなくてはならないと考えています。

ウ 【協議事項】 令和6年度事業計画案について

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

藤堂芸術振興事業課長

令和6年度は財団基本計画の後期の1年目となることから、財団の基本理念や各施設のミッション・ビジョン、事業内容の見直しを行いました。

事業運営では、国際交流事業の継承、せんがわ劇場の次期指定管理を見据えるとともに、各種事業で共生社会の充実やその重要性を発信する取組を計画しています。

各事業の内容について、特徴的な取組を中心に説明します。

美術振興事業では、体験型展示アーティスト、P o n b o k s による作品展を実施し、メディアアートラボ事業と連携した普及プログラムにより、作品制作の技術面などを紹介します。

「クリエイティブリユースでアート！」では、ウクライナのアーティストと共に、市内の事業所などから出る廃材で作ったピンホールカメラの作品を展示するほか、学校や福祉作業所などに「フィルム缶でアート！」体験キットを貸し出します。また、障害の有無に関わらず展示を楽しむことができるよう、鑑賞サポートや展示室以外からも参加できるプログラムを展開します。

続いて、芸術振興事業では、せんがわ劇場での演劇事業の芸術性、創造性を高めるため、演出家の小笠原響氏を芸術監督に迎え、従来より幅広い層に向けた演劇公演を制作するとともに、次世代の実演家の育成や地域の文化芸術活動の活性化に取り組みます。

音楽事業では、客層の拡大と地域の文化活動との連携を目指して、中学校や高校の部活動で盛んな吹奏楽を取り上げ、公演と併せて小・中学校へのアウトリーチや吹奏楽クリニック、様々な鑑賞サポートを実施します。

また、誰もが文化芸術に親しめるよう、調布市全域からアクセスの良いグリーンホールで無料のホール体験事業を実施し、共生社会の充実に向けた取組としては、東京芸術劇場と連携したインクルーシブダンス連続ワークショップを実施します。

12回目となる調布国際音楽祭では、多言語対応や海外からの学生の受入れを進めるほか、調布市ならではの会場でのプログラムを拡充し、市民の愛着を深めます。

演劇事業では、外国人や未就学児も含めて、言葉の理解に関わらず楽しめる取組を行います。また、次世代を担う実演家を育成するために、せんがわ劇場のDELの活動の充実化と、地域の大学や専門家と連携した取組を推進します。

映像文化・メディア芸術事業では、展示室でのP o n b o k s 展と連動したワ

ークショップやトークイベントを実施し、より多くの市民に向けてメディアアートに親しむ機会を提供します。

また、7回目となる映画のまち調布 シネマフェスティバルの一層の充実を図るほか、調布シネサロンでは、調布国際音楽祭やちょうふ市民カレッジなどに関連した作品を上映し、財団事業の相乗効果を高めます。誰もが映画鑑賞を楽しめるよう、上映事業全体を通じて日本語字幕つき上映や保育サービスを実施します。

続いて、国際交流事業では、調布市国際交流協会の事業を引き継ぎ、日本語学習支援交流事業、外国人の生活支援、多文化共生事業に取り組みます。特に、日本に在住する外国人に情報を伝えるのに有効なやさしい日本語の普及啓発に取り組み、財団報やホームページで積極的に活用していきます。また、日本語の学習ニーズの増加に備え、これまでの調布市国際交流協会における支援で、中・上級の日本語学習能力を備えた方々に向けた卒業クラスの創設を検討します。

文化祭事業では、第69回調布市民文化祭を実施し、文化プラットフォームの形成を促進します。

地域コミュニティ活性化事業では、調布よさこいの実施や市民の自主的活動への支援のほか、調布市パラアート展と協力して、誰もが参加できる創造・活動の場をつくります。多彩な人材・団体との連携と協働を深め、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

生涯学習事業では、ちょうふ市民カレッジで、地域の特色を生かした講座や、財団のほかの事業と連携した講座を企画します。連続講座は、気軽に参加しやすいよう回数を見直し、若年層の獲得に向けた割引制度の検討を進めます。

活動支援事業では、市民の自主的な活動を支え、活動の実情やニーズを共有することで連携して解決に取り組み、文化芸術振興事業に係る市民との連携事業では、ちょうふアートサポーターズの活動を推進し、市民が主体的に活動し、誰もが活躍できる社会づくりに取り組みます。

また、調布市パラアート展との連携をはじめ、福祉・障害者団体や民間企業と連携し、誰もが参加できる創造・活動の場づくりや、市民による芸術文化活動を支援します。

広報・宣伝活動では、ホームページの利便性の向上を図るとともに、紙面作成では、内容の分かりやすさに比重を置き、やさしい日本語やカラーバリアフリー

の考え方を取り入れます。また、財団報の市外折り込みやSNS広告により、対象を明確にした宣伝を行います。

会員制度「ちょうふアートプラス」は、会員数増加と満足度向上に取り組み、市外有料会員の継続による収支面での安定化を図ります。

文化芸術に関する情報プラットフォーム形成に向けて、文化施設、文化団体、大学などとの教育機関と連携しながら調査検討を進めるほか、調布フィルムコミッションの推進のため、映画、ドラマなどの撮影支援を積極的に行います。

続いて、施設管理運営では、引き続き利用者の声の反映とバリアフリーの推進、省エネルギー化、建物全体の長寿命化を図ります。また、調布市との基本協定に基づき、地震、風水害など様々な災害を想定した訓練を行います。

人材育成では、引き続き人事評価制度の適切な運用に努め、各種研修により、組織力、人材力を強化します。

最後に、業務のデジタル化では、多様な働き方と効率的な事務遂行のため、ペーパーレス化、オンライン化の推進、電子決済、電子契約の安定的な運用を目指します。リモートワークは定常的に活用する一方、対面業務も重視し、バランスをとりながら推進します。

山口副理事長

せっかくなので、藤堂課長の意見を伺います。

令和6年度の事業計画、以前から結構長く関わっているので、精度がかなり増してきて良くなっているというのが率直な感想です。

一方で、藤堂課長から見て、この中で一番チャレンジングな試みというか、事業はありますか。

藤堂芸術振興事業課長

芸術振興事業課の中で、せんがわ劇場に芸術監督を迎えるというのはかなり大きなものだと思っていて、芸術監督を迎えるという意味、文化庁の助成金にも通じますが、質の高いものをより多くの方に向けて実施し、しかも、その事業がちゃんと成立するようにチケット代を設定したことをご理解いただいた上でやっていくというのは、それなりのものになります。

予算的に見ると、充当される指定管理料、つまり収支差を比べるとあまり変わらなくても、事業の大きさという意味では、予算もマンパワーもかなりかかるも

のになってきます。それをやりながら、ほかの事業も成り立たせるというところでは、大分色々な事業を整理して、せんがわ劇場制作係は扱う事業を特化する一方で、音楽事業は舞台芸術係に集約して、舞台芸術係は舞台芸術係でまた色々な音楽事業を整理して、国際音楽祭をキープしながら、せんがわ劇場で取り組んできたことも受け継ぐということは、事業が大分変わらと思っています。特に、せんがわ劇場でやってきた音楽事業にもかなり手を入れることになるので、理解を得ながら軌道に乗せていくというのは、課としては、来年度はかなりチャレンジな年だと思っています。

山口副理事長

説明を聞くと、かなりチャレンジングに色々なことをやり始めているなというのがあり、とても良いなと感じています。その中で、チャレンジしていく職員の方々や組織を、財団全体としてしっかりサポートできているのかというのはどうですか。

要するに、全ての職員が、今回はこれにチャレンジしています、というのがちゃんと理解できているのか、雰囲気としてどうですか。

藤堂芸術振興事業課長

正直、このように課の中の事業を組み替えているということが、今ようやく課の中で、つながりつつあるのではないかと感じています。グリーンホールも、せんがわ劇場で申請している地域の中核劇場の模擬申請書を作り、来年度分、チャレンジしようと考えていますが、そうしていくと、劇場のミッションとか、この事業はどのように組み立てられていて、組織とか人材を含めて何と何がどう関係しているかということが全部分かっていないと書けません。夏ぐらいから取り組んで、グリーンホールの職員の中でそれがようやく共有できてきた気がします。

ただ、そこから先がまだ不足していると私は思っていて、財団の中でもそうですし、市に対しても理解していただかないとうまく進まないのではないかと感じています。

山口副理事長

すごく的を射た意見です。新しく何か物を始めるとか、チャレンジしていくということをみんなでサポートできれば、ほかの課でも、ほかの事業でも、そういうチャレンジをしようという機運が必ず生まれてくるはずだと思います。だから、今回チ

チャレンジなことを自ら発案してやろうとしている。それは全体で情報共有して、なおかつみんなが理解していく。みんなが理解できれば、行政とか他団体の方にも理解が広まるので、それがもっと色々なところ、それは事業だけではなくて、施設管理、人材育成も含めてどんどんチャレンジなことをみんなで考えてもらいたいと希望します。

エ 【協議事項】 令和6年度収支予算案について

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

森企画課財務担当係長

令和6年度の予算案は、通常は11月24日開催予定の第5回臨時理事会で説明すべき案件ですが、当財団に国際交流協会の事業が加わることにについて、東京都への公益変更認定申請に予算案の添付が必要ですので、臨時理事会で説明します。ついては、予算案の取扱いについて留意願います。

それでは、令和6年度収支予算案について説明します。

令和6年度予算総額は15億8,082万3,000円。令和5年度予算総額と比較して8,111万8,000円の増、約5.1%の増です。

財団の収入予算は、調布市からの拠出金であるたづくり、グリーンホール、せんがわ劇場の指定管理料、市補助金及び助成金やチケット収入などの自主財源で構成されています。調布市への予算要望は、指定管理料と市補助金の獲得のための内容となりました。財団予算は、収入と支出の比率を考慮して作成しており、収支差額は前年度より増加しているものが予算増額分です。

令和6年度の予算総額は、前年度比約5.1%増となりまして、市拠出金額は前年度比約6%増で要望しています。市補助金は、前年度予算比約3,104万円の増、指定管理料は、前年度予算比約4,462万8,000円の増、指定管理料内訳は、たづくりは約2,953万4,000円の増、グリーンホール約926万4,000円の増、せんがわ劇場約583万円の増となりました。

増減理由について説明します。補助金の増加は、主に国際交流事業が加わることによる事業費及び人件費の増加によるものです。また、たづくり、グリーンホ

ール及びせんがわの指定管理運営事業費の増額は、主に光熱水費の価格上昇と委託に係る人件費の高騰によるものです。

オ 【協議事項】公益変更認定申請について

<結果>

本件については、次回理事会で改めて諮ることとする。

<説明>

白勢企画課企画経営係長

初めに、公益変更認定の概要を説明します。公益法人が申請した内容の変更を行う場合、行政庁である東京都に対して変更の手続が必要になります。変更手続には、変更後に届け出る変更届出と、変更前に行政庁の認定を受ける変更認定の2種類があります。このたびの国交流事業の継承に伴う公益目的事業の追加、定款の変更は変更認定に該当します。

令和6年4月1日変更までの今後のスケジュールについて説明します。

令和5年12月上旬に変更認定の正式な申請書類を東京都に提出します。審議は2段階となっており、令和6年1月に会計部会での予備審査、変更認定等審議会での本審査が行われます。順調に審査が通りますと、2月中旬までに認定証が交付されます。12月の正式申請には令和6年度事業計画及び収支予算、定款変更についての理事会、評議員会の承認が必要となることから、例年より早いスケジュールで会議を開催しています。

それでは、資料5の申請書類の一部について順に説明します。

1枚目、事業継承に係る確認書は、先ほど報告した国際交流事業の継承の内容を明示した調布市、財団、国際交流協会3者の合意文書案になります。

次に、定款変更案です。このたび定款変更する該当箇所は、第3条の目的と第4条の事業の内容に「国際交流事業」を追加しています。

次に、変更認定申請書、まとまった書類一式が行政庁の様式に基づく申請書類になります。

別紙2、法人の事業について、変更後と、変更前があります。(1)公益目的事業は、公1の「芸術・文化」から「文化芸術」への用語変更に伴う事業名称の変更と、公2、調布市の国際交流推進に関する事業を新規設定します。

(2) の〔1〕、収益事業については、施設運営の収益事業をこれまで収益事業に区分していますが、当年度の利益を指定管理料の精算時に相殺し、調布市へ返還しているため、毎年収益ゼロになっていました。実質的に利益が発生しない仕組みであれば、収益事業として置くことは適当でないとの東京都の見解を受けて、収益事業からそのほかの事業に移行します。

2. 個別の事業の内容については、公益目的事業からその他の事業の詳細です。現在、検討調整中ですので、次回臨時理事会で会計に係る書類と申請書類詳細を別途提示します。

最後の申請事業組織体系図は、申請事業を体系化したものです。変更前、変更後がありますので、別途御確認ください。

(4) その他

事務局より今後の日程等の確認を行った。大内理事より市民文化祭の案内があった。

議案の協議等を終了したので、午後4時7分に議長は閉会を宣言し、本会の全てを終了した。